

日本福祉心理士会 ニューズレター (No. 3)



特集:「福祉心理学とは?—会員の実践・研究から(2)—」

福祉心理学会は2002年に準備委員会が発足し、2003年に第1回の大会が開催されました。現在、14年目を迎えるまだまだ新しい学会です。そのため、学会の基盤とする「福祉心理学」という学問体系についても定義、理念、理論、対象、領域などは十分に定まっておらず、発展途上にあります。

「福祉心理士」は日本福祉心理学会が認定する資格であり、福祉サービスを利用する人のアセスメントを行ったり、サービス利用者やその家族、そして、そこで働く職員の福祉心理相談・支援を行ったりするうえで専門家として求められる基礎学力と技能を修得していると本学会が認定した人のことです(HP)。しかし、その実際は十分に周知されているわけではありません。

ニューズレター委員会では、会員の実践・研究から発展途上にある福祉心理学や福祉心理士について浮き彫りにしようとして企画しました。前号では6名の福祉心理学会会員に、障害領域、子ども家庭福祉領域、社会的養護領域など、それぞれの実践や研究について、オリジナリティある内容を執筆してもらいました。

本号でも各会員から、読み応えのある原稿が届いています。ぜひ、ご覧ください。

次号以降もこの企画を継続していくことを考えています。みなさまからの積極的なご意見もお待ちしております。

学会創設の思いをつなぐ

中山哲志(東京成徳大学 応用心理学部 福祉心理学科) s-naka@tsu.ac.jp =====

○学会創設の思いをつなぐ

日本福祉心理学会は平成15年(2003年6月)に誕生しました。今年で創設から14年目、7月に開催される筑波大会が第14回大会となります。創設期から学会に参加した者として、本学会は会員数約400名と小規模な学会ですが、福祉に関わる人びとが集う、どこかしら温もりのある学会として発展してきたとの印象を持っています。

福祉心理学会には、優れた魅力ある方々が多く集まりました。それらの方々には、共通して、日本の福祉をもっと良くしたいとの思いがありました。より良い支援を行うために、心理学に基づき、福祉の対象となる人びとに対する理解を深める。また同時に、支援を行う人びとを支えるための研究を進めていくことも大切であるとの認識を持っていました。

学会創設大会となった第1回大会で大会委員長をされた故長畑正道先生は大会開催に当って「福祉の問題は、社会福祉の機関のみでなく、医療や教育の場でも生じています。そして多くの問題は人と人の関係の中から生まれてきます。したがって、かかる問題の解決には広い意味での心理学的なアプローチが不可欠です」「この問題は心理学の専門家だけでは対応しきれません。福祉の現場では、…さまざまな職種の方々が仕事に携わっています。この学会には、心理学専門の方々以外に、こういった現場の方々に参加して頂き、日常起こっている問題についてまとめ発表して頂くことを期待しています」と、記されました。

学会創設作業を進めていた私たちに対して、長畑先生や初代理事長となった故岡田明先生は、「ぜひ、やりましょう」

と発破をかけられました。先生達は率先して大学関係者や現場関係者に会への参加を呼びかけられました。

また、福祉心理士創設に関係した協議で、資格条件に関して、故石井哲夫先生が、「現場で働く人を大切にする」資格であってほしい、と発言されたのを覚えています。

こうした学会や資格の創設に関係した経過を思い出すとき、故人となられた長畑先生や岡田先生、石井先生等の発言が脳裏に浮かびます。先輩の方々の考えや思いを大切に、今後の学会の発展にぜひ皆さんとともに力を尽くしていきたいと考えます。

○中山哲志先生のプロフィール

自己紹介になりますが、私は大学に異動するまで、聴覚障害教育に約20年携わっていました。ですから現在の大学での研究や教育の基盤にあるのは、聴覚障害学校での経験であり、そこで出会った子どもたちやそのご家族から教えられたことです。いまでも、聴覚障害学校との関わりは強く、研究実践にかかわる研究機会に参加しています。最近では、リテラシーや重複障害の分野に関係した実践的研究に参加しています。重複障害教育では、山梨県立盲学校での実践に関係して「梅津八三著作集(全三巻)」と出会いました。この著書は長畑先生が提案されて購入した学科図書でした。福祉心理学につながる内容が書かれていると思います。その他に取り組んでいる研究内容は、主に障害に関係したもので、現在、科研では発達障害と社会的養護に関係する内容の研究を継続しています。

福祉心理学に期待する私の思い

金城 悟(東京家政大学 短期大学部 保育科) kinjo@tokyo-kasei.ac.jp =====

○新しい資格「准福祉心理士」について

2016年度から准福祉心理士という新しい資格が認定されることになりました。准福祉心理士は、学校教育法に定められた専門学校、短期大学の卒業生で学会が定めた指定科目を履修し、合計32単位以上を修得し卒業したものを対象とします。資格認定の結果、認定されたものは准福祉心理士の資格が取得できます。教育機関卒業後、2年制の場合、社会福祉施設等で2年以上の実務経験を経たもの(3年制の教育機関の場合は1年以上)は指定書類が提出され認定されると福祉心理士の資格が取得できます。准福祉心理士の資格認定に伴い、資格申請の類型もこれまでの4類型から6類型へ変わりました。

これまで専門学校、短期大学の卒業生は社会福祉施設等で実務経験が3年以上という条件をクリアしないと福祉心理士の資格申請ができませんでした。卒業後に准福祉心理士の資格を取得すると2年制の教育機関卒業生の場合、学業2年+実務経験2年で4年制の大学卒業生と同等の期間で福祉心理士の資格を取得することができます(注)。専門学校、短期大学卒業後に准福祉心理士という学会認定の資格が取得できるため、在学中の福祉心理学関連科目学修への動機づけや学修効果の向上、

卒業後の将来の職種に対するイメージの具体化・明確化につながるものと期待されます。

福祉心理士会のみなさまの身近に専門学校、短期大学へ進学予定の高校生や在学中の学生がいまさらぜひこの新しい資格についてご紹介いただければ幸いです。

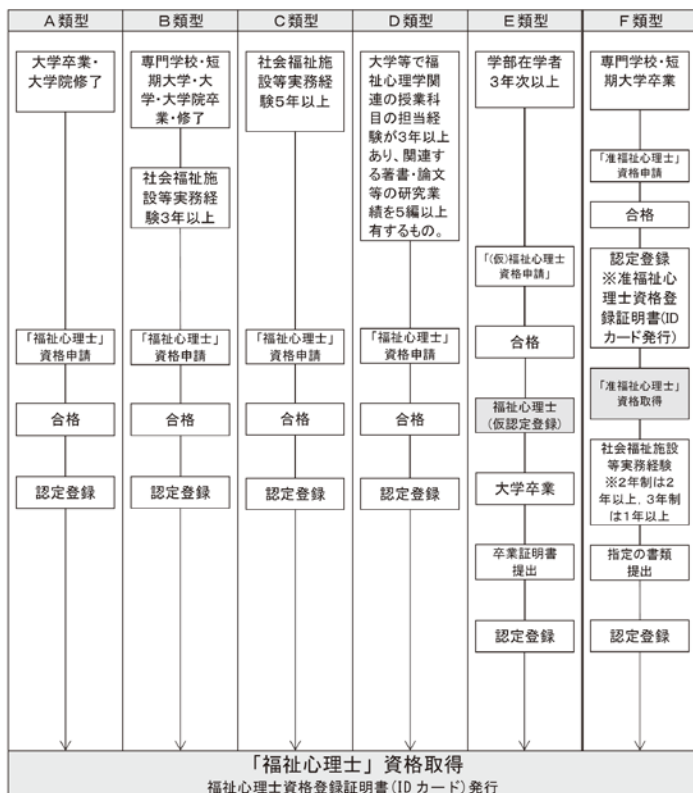
※(注)准福祉心理士の資格を取得しない場合はこれまで通り3年以上の実務経験が必要です。

○養成教育機関制度について

2016年度から養成教育機関認定制度がスタートする予定です。養成教育機関認定制度は、福祉領域における心理的支援の専門家である福祉心理士の専門的資質の向上を図る目的で本学会の定めた要件を満たした専門学校・短期大学・大学・大学院を対象に養成教育機関として認定する制度です。

認定される養成教育機関は学校教育法に基づく大学、大学院を対象とした「福祉心理士養成教育機関」と短期大学、専門学校を対象とした「准福祉心理士養成教育機関」の2つになります。養成教育機関は福祉心理士及び准福祉心理士の資格取得要件である学会指定の科目を取得できることが条件となります。

認定希望の教育機関は所定の申請書類を本学会へ提出し、認定申請の申し込みを行います。申請書類は、本学会の福祉心理士資格認定委員会において審査され、審査結果が常任理事会に提出されます。常任理事会において再度審査が行われ、3分の2以上の賛成が得られた場合、「福祉心理士」養成教育機関、または「准福祉心理士」養成教育機関として認定されます。認定された養成教育機関は本学会に登録され、認定証が発行されます。



<2016年度 資格申請の類型>

養成教育機関制度における資格申請の主なメリットとして、①認定審査料(20,000円)の無料化、②教育機関による一括申請、③卒業見込みによる申請が可能の3点があげられます。個人申請の場合は卒業後の申請となりますが、養成教育機関の場合は卒業前に申請ができます。福祉心理士養成教育機関においては、3年次以降、指定科目の単位を習得したものは福祉心理士(仮認定)が取得できます。

現在、養成教育機関認定制度は福祉心理士資格認定委員会を中心に整備が進められています。本制度により福祉心理士の裾野がさらに広がることが期待されます。今後、福祉心理士会と連携しながら福祉心理士資格取得後の研修制度の充実など基盤整備も推進していく必要がございます。福祉心理士会のみならず、みなさまのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○金城 悟先生のプロフィール: 専門: 児童家庭福祉、保育相談

保育者養成に携わって30年近くが経ちました。この間、少子化の進行、児童虐待数の増加、児童家庭福祉行政の整備の遅れなど子どもたちを取り巻く環境は年々厳しくなっていると感じております。福祉心理は子どもをまもり幸せにするアプローチをもつ実践的学問と理解しています。福祉心理学の進化を願ってやみません。

DV被害者支援と心のケア

米田弘枝(立正大学心理学部)

ODV被害者との出会い

DV被害者に初めて出会ったのは、東京都女性相談センターに勤務していた時です。もともとは、売春防止法に基づいて都道府県に設置義務のある婦人相談所であり、一時保護所は、現代版駆け込み寺として、居所を失った女性や援助を必要とする女性を受け入れていました。職員は医師、看

護師、心理、保育士、福祉指導、法律相談員、婦人相談員など、多くの職種が協働して支援にあたる福祉最前線の現場です。

子どもの頃から養育者が転々とし、虐待を受け、結婚離婚を繰り返し、頼る人もなく、行く当てもないまま住みこみ就労先を解雇され、自死を決行したが助けられた人など、さな

がら刀折れ矢尽き、最後にたどりつく砦のようなところで、夫の暴力から逃れた母子も少なくなかったのですが、まだDVという名前はありませんでした。今から思えば利用者はみな深い心の傷を抱えた被害者でした。一人ひとりの生活史は壮絶で極限状態の話に圧倒され、支援者としての私は無力でしたが、人の持つ生きる力に感動し、何か役に立てる存在でありたいと願う気持ちがこの道を歩む動機となったと思います。

○実践研究

DV被害者といっても、初めて暴力を受けた人から何年も耐えてきた人、避難しては戻ることを繰り返している人、サポート資源がある人ない人、若年層から高齢者まで対象はさまざまです。この混沌とした領域で、支援者は、何をどうしたらいいのか右往左往していた時に、東京女子医大の加茂登志子先生、国立精神神経センターの金吉晴先生とともに、科学的に被害の状況を明らかにし、支援方法を探る試みにご一緒させていただく機会を得たことが、現在の研究テーマの基礎となりました。

DV被害者の精神的被害は、一つは被害者の長期反復型トラウマ被害による重篤なPTSDであり、もう一つは、暴力による支配という人権の侵害により、自信喪失・自己評価の低下・無力感・孤立感、希死念慮などうつ状態としてあらわれます。法は、発見者の通報努力義務、医療関係者は本人の意思を尊重しつつ、刑法の秘密漏示罪に妨げられることなく通報でき、情報提供しなければならぬと定めていますが、尊重すべき本人の意思は、疲弊し、混乱していました。暴力を受けた直後は、絶対に夫は許せないと思っても、時間が経つと、自分も悪かったとか、夫のよかった所を思い出し、もう一度やり直したいと思うようになることも少なくありません。夫は治るのだろうか、暴力を見てきた子どもは暴力をふるうようになるのだろうか、保護命令、離婚、生活費等次々に現実の問題に直面し、状況は難しさを増していきます。自分が何を感じ何を思うかさえ、夫の許可が必要であり、暴力の部分を見ないようにし、自分さえ我慢すればと思っていて人にとって、非が相手にあると考えるのはとても難しいことでした。私たちは、被害者に、勇気を持って一歩踏み込み、DVの構造を伝え、人権侵害による被害を説明することが非常に大事だと考えました。中立という立場は、暴力に支配された人にとっては、加害者に加担していると思われず、二次被害という危害を加えることとなります。

必死の介入にもかかわらず、夫の元に戻る時には、支援者も無力感や陰性感情を抱きます。暴力から避難し、助けられた人が、元に戻るとは理解しにくく、支援者は助けてよか

った、被害者も助けられてよかったと思うはずだと思うのが普通です。しかし、このことが長期間繰り返された暴力の被害の症状でした。

差し出された「介入」の手にすぐにはつかまらなくても、つかまる先があるという情報を得るだけでも大きな一歩につながります。一方向に引っ張り過ぎるのではなく、手放してもいけない、人権擁護と本人の意思の尊重とのバランスは非常に難しい課題です。

○カウンセラーとして

厳しい被害の話を受聴するとカウンセラーも心の健康を保つことが難しく、代理受傷は必ず起きることを前提に、見通しをもって取り組む必要があります。

DV被害者支援はとても難しい分野ですが、被害の症状、DVの構造、支援の制度、機関の情報提供をすることによって、時間はかかりますが、回復していきます。

DVを目撃することは子どもにとっては児童虐待であり、子供のケア、暴力の予防のための取組も大きな課題です。子育て相談や、学校、医療領域など多くの職域で出あっているテーマでもあります。どの領域であってもカウンセラーが共通した支援を行うことによって、途切れのない支援が継続できるような体制が大切だと考えています。

最近では、女性から男性への暴力も増加しています。暴力による心の傷は重く、回復までの長い道のりを考えると、この損失は計り知れないものがあると感じます。男女を問わず、暴力はあってはならないことを基本に据え、お互いに相手の人としての権利を尊重する関係を築くことの大切さを日々感じています。

○福祉心理学(福祉心理士)についての考え:

私は東京都の心理技術職として、当初から福祉領域で働いてきましたが、振り返ると、その仕事は、「人権を守り、その人らしく生きる」ことに関わってきたのだと思います。DV被害者や子供の時に虐待を受けて育った方たちにとって、普通に生きることがこんなに難しいことだったのかと改めて思います。先日、ある方が「自信でどうやったらできるでしょう」と語られました。否定される経験しかなかったそうです。カウンセリングの中で、「この環境では自信がないのは当たり前ですね。その中でもこうやって頑張ってきたんだと思えるようになりまして」と、前を向くことができるようになりました。

福祉の仕事は、支援者が自分の持てる力を道具として活用してもらい、被害者に、水面下から顔を出してもらおうお手

伝いをするのだと思います。経験の積み重ねが必要ですし、一人だけでは頑張れず、仲間と力を合わせることが大切で、答えがすぐに見つかることも多くありません。バーンアウトを防ぎ、健康な支援者を育てるために、支援者にも相談の機会、研修やスーパーバイズを受ける体制を整えることはとても大切だと思います。

○米田弘枝先生のプロフィール: 専門: DV・虐待等被害者支援
現職: 立正大学心理学部臨床心理学科教授。

東京都庁に心理技術職として入都し、児童相談所、心身障害者福祉センター、女性相談センター等の福祉現場で心理的支援に従事。最後の職場にいるときに DV 法ができ、シェルターに避難した多くの DV 被害母子に関わるようになったことが今の専門領域となっています。

強度行動障害との出会いから

村本浄司(東京福祉大学 社会福祉学部) =====

○専門の実践や研究についての紹介

私は大学院に進学する際に、漠然と自閉症や知的障害に関する研究をしたいと考えていました。しかし当初は、これといってやりたい研究もなかったため、修士論文のテーマもなかなか決められずにいました。そこで、現在も大学教員をやっておられるとある先輩に相談したところ、幼少期の自閉症児が示す配列行動(ミニカーなどを並べる行動)について研究してみたら面白いのではないかと提案されました。当時の私は特にやりたい研究もなく、先輩の提案を断る理由もありませんでしたので、その研究を進めることにしました。しかし、その後、紆余曲折があり、いつの間にか自閉症者が示している常同行動について研究する方向になっていました。そこで常同行動に関する研究のための対象者を探していたところ、現在もお世話になっている知的障害者更正施設 A 園を、指導教員である園山繁樹先生にご紹介いただきました。

実際に A 園に訪問させていただくと、利用者が置かれている状況が想像以上に過酷である実態を目の当たりにしました。A 園は当時、利用者数が 500 名以上入所利用している県立の中核施設でした。そのため、家庭では養育困難な最重度の利用者を積極的に受け入れていました。利用者の中でも特に、激しい自傷や他害、物壊し、こだわり、睡眠障害などの強度行動障害と呼ばれる人たちは、職員にとってもたいへん支援が困難であり、そのことが職員を疲弊させ、その結果、不適切な支援方法につながっている現実がありました。私の研究の中心は、いつのまにか、常同行動から、そのような強度行動障害を示す知的発達障害者への支援に関する実践や研究に拡大していました。

強度行動障害という名称は、医学上の診断名ではなく、激しい行動上の問題があることにより家庭内などでの養育や支援が、著しく困難となる人々を指す行政上の用語です。具

体的な行動としては、激しい自傷や他害、物壊し、こだわり、排泄上の問題、睡眠障害などが挙げられます。そのような人々を支援する上で重要な前提として、行動障害が本人の責任で生じるものではないと頭に入れておくことです。すなわち行動障害は、自閉症などの特性を配慮しないで支援や養育、教育を行うことや、周囲の環境が自閉症者にとって適切ではない場合に生じやすいということです。そのため、そのような行動障害のある人をアセスメントする際には、その本人に対するアセスメントのみならず、実際に生活している環境や、職員の支援方法を含めた施設環境などを調べることも重要視します。具体的な方法としては、機能的アセスメントと呼ばれる方法により、本人の行動問題の機能(役割)やその行動に影響を与えている環境などを調べ、生態学的アセスメントにより、その人の生活環境を調べることにより、その人の行動障害がどのようなメカニズムにより生じているのか、また、どのような支援方法を行えば、行動障害が改善し、その人の生活の質が向上するのかを明らかにします。そのアセスメント結果に基づいて、行動障害を改善するための計画(行動支援計画)を職員と協働しながら立案します。実際には、支援を行う過程で何度も評価、修正を行うことによって、最善の計画にしていきます。

近年、国による強度行動障害支援者養成研修が開始され、知的障害者施設で働く職員に行動障害に対する支援方法は徐々に広がりを見せています。しかしながら、強度行動障害のある人に対して専門的な支援を実施できる現場職員は限定されるでしょう。本来、このような人々に対する支援は、高度の専門知識とスキルが求められ、一時的な研修のみで身につけることは難しいと思われます。そこで、私はこの A 園で働いている際に、行動障害のある利用者を支援でき、なおかつ知識やスキルを兼ね備えた専門職員(行動支援専門員)を 4 年間で育成しようと考えました。1 年目から 3

年目は支援に必要な基礎知識や実践を学び、4年目からその1期生がスーパーバイザーとして、次の新たな専門職員である2期生を育成する流れとしました。現在では、そのA園の中で1期生2期生ともに行動障害のある人への支援で活躍しており、その次の3期生も研修を受けています。しかし、このような研修方法は、中核施設だからこその試みであり、通常の入所施設では様々な理由で困難かもしれません。そのため今後は、県全域でそのような専門職員を育成する試みが重要であると考えています。

○福祉心理学について

福祉の現場において利用者に対して支援を実践する際は、心理的な方法とソーシャルワークの双方の考えが重要であると考えています。しかし双方は全く別物ということではなく、利用者支援を実践する上では、どちらか1つの方法のみを実践するというものでもありません。すなわち、福祉現場における利用者支援においては、両方をうまく活用できることが重要ではないかと思っています。例えば、私の専門である行動障害のある人への支援を実践する際は、心理的な方法の1つである行動論的アプローチを中心に実践します。しかし、それだけで終わるのではなく、その人への支援に必

要な社会資源を調べたり、計画相談員や他事業所の職員などの他職種の人と連携したり、地域の人の協力を求めたりするなどのソーシャルワーク実践も、その人の自立や生活の質の向上を目指す上では重要なことです。すなわち、心理的アプローチとソーシャルワークの両方の実践により、利用者の自立や生活の質の向上を目指すのが福祉心理学であり、その実践を担うのが福祉心理士ではないかと捉えています。

○村本浄司先生のプロフィール:知的障害・発達障害児者に対する行動論的アプローチおよび行動論的ソーシャルワーク

これまで主に施設に入所する知的障害および自閉スペクトラム症の利用者に対して、応用行動分析に基づくアプローチを実践、研究してきました。その中でも特に、強度行動障害を示す方への支援を中心に、研究や実践に力を注いで参りました。大学では主にソーシャルワークや障害者福祉を教えています。

事務局からのお知らせ

福祉心理士会では、地域で福祉現場に携わる方たちの福祉心理支援の技能の向上を図るための支援を行いたいと考えています。また、福祉的問題解決には住民の方々への啓発も必要だと考えています。

これらの目的を達成するため、福祉心理士会では全国大会や地域で研究会・研修会の活動を行っています。

1 第3回全国大会の開催

2016年7月2日(土)3日(日)に、日本福祉心理学会第14回大会が筑波大学で開催されます。大会初日である7月2日(土)には、福祉心理士会第3回全国大会が開催されます。

全国大会は、総会および研修会が開催されます。福祉心理士の皆さま、ぜひご参加ください。また、学会員の皆さま、研修会にはご参加いただけますので、ぜひご参加ください。

2 茨城県における研究会・研修会の開催

昨年6月に、茨城県で第1回公開研究会が開催されましたが、本年も12月に茨城県で公開研修会開催を予定しています。昨年に引き続き、社会的養護のついでに研修会です。近隣地域にお住いの学会員の皆さま、ぜひご参加ください。

なお、本研修会は地域の方々にも公開しています。児童福祉施設の職員の皆さまをはじめ、ご関心をお持ちの皆さま、ぜひご参加ください。

3 九州福祉心理士会 研究会・研修会の開催

九州地区で第2回九州福祉心理士会の研究会・研修会が2017年3月に開催される予定です。九州地区の皆さま、ぜひご参加ください。

発行者：日本福祉心理士会会長 佐藤泰正

編集者：福祉心理士会ニューズレター委員

発行日：2016年6月30日

事務局：（新住所に変更になりました）

〒319-1295 茨城県日立市大みか町6-11-1

茨城キリスト教大学 富樫研究室

E-MAIL : ht-togashi@icc.ac.jp